

さいたま文学館条例

平成九年三月二十八日  
条例第五十号

改 平成一七年 三月二九日条例第七八号 平成二〇年 三月二五日条例第三二号  
正

平成二五年 三月二九日条例第四号 平成二六年 三月二七日条例第二号  
平成三一年 三月一九日条例第二号

さいたま文学館条例をここに公布する。

さいたま文学館条例

（設置）

第一条 文学作品その他文学関係の資料（以下「文学資料」という。）の収集、保管及び調査研究を行い、並びにその活用を図るとともに、県民の文学活動の促進を図り、もって教育、学術及び文化の発展に寄与するため、さいたま文学館（以下「文学館」という。）を桶川市若宮一丁目五番九号に設置する。

（業務）

第二条 文学館は、次に掲げる業務を行う。

- 一 文学資料の収集、保管、展示及び閲覧に関すること。
- 二 文学資料についての調査研究に関すること。
- 三 県民の文学活動の支援に関すること。
- 四 ホール、講座室、研修室及び駐車場並びに附属設備（以下「施設等」という。）の利用に関すること。
- 五 その他文学館の設置の目的を達成するために必要な事業に関すること。

一部改正〔平成一七年条例七八号〕

（休館日）

第三条 文学館の休館日は、次のとおりとする。

- 一 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日（以下「休日」という。）又は県民の日を定める条例（昭和四十六年埼玉県条例第五十八号）に規定する日である場合は、その翌日（その日が休日である場合を除く。））
  - 二 十二月二十九日から翌年の一月三日までの日
  - 三 毎月第四火曜日（その日が休日である場合を除く。）
- 2 前項の規定にかかわらず、埼玉県教育委員会は、事情により、休館日に開館し、又は臨時に休館日を定めることができる。

全部改正〔平成一七年条例七八号〕、一部改正〔平成二〇年条例三二号〕

（利用時間）

第四条 文学館の施設等を利用することができる時間は、次のとおりとする。ただし、埼玉県教育委員会は、事情によりこれを変更することができる。

- 一 ホール、講座室及び研修室並びに附属設備 午前九時から午後九時まで（日曜日又は休日にあつては、午後五時まで）
- 二 駐車場 午前九時から午後十時まで
- 三 図書室及び展示室 午前十時から午後五時三十分まで

追加〔平成一七年条例七八号〕

（利用の許可）

第五条 文学館の施設等を利用しようとする者は、埼玉県教育委員会の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の許可は、当該許可に係る利用が次の各号のいずれかに該当する場合は、これをしてはならない。

- 一 文学館の管理上支障があると認められるとき。

- 二 公共の福祉を阻害するおそれがあると認められるとき。
  - 三 その他文学館の設置の目的に反すると認められるとき。
- 3 埼玉県教育委員会は、第一項の許可をする場合において、必要があるときは、当該許可に係る利用について条件を付することができる。

一部改正〔平成一七年条例七八号〕

(利用権の譲渡等の禁止)

第六条 前条第一項の許可を受けた者(以下「利用権利者」という。)は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

全部改正〔平成一七年条例七八号〕

(遵守事項及び埼玉県教育委員会の指示)

第七条 埼玉県教育委員会は、文学館の利用者の遵守事項を定め、及び文学館の管理上必要があるときは、その利用者に対し、その都度適宜な指示をすることができる。

全部改正〔平成一七年条例七八号〕

(利用の条件の変更、停止及び許可の取消し)

第八条 埼玉県教育委員会は、利用権利者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は文学館の管理上特に必要があるときは、当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

- 一 第五条第三項の規定による条件又は前条の規定による遵守事項若しくは指示に違反したとき。
  - 二 第六条の規定に違反したとき。
  - 三 不正な手段によって利用の許可を受けたとき。
- 2 県は、利用権利者が、前項各号のいずれかに該当する理由により、同項の処分を受け、これによって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

追加〔平成一七年条例七八号〕

(原状回復)

第九条 利用権利者は、その利用を終えたときは、速やかに当該施設等を原状に回復しなければならない。前条第一項の規定により、利用の停止又は許可の取消しの処分を受けたときも、同様とする。

追加〔平成一七年条例七八号〕

(損害賠償)

第十条 文学館の利用者は、自己の責めに帰すべき理由により、その利用中に文学館の施設若しくは設備を損傷し、又は文学館の物品を亡失し、若しくは損傷したときは、これを修理し、又はその損害を賠償しなければならない。

追加〔平成一七年条例七八号〕

(入館の禁止等)

第十一条 埼玉県教育委員会は、文学館内の秩序を乱し、若しくは乱すおそれがある者の入館を禁止し、又はその者に対し、退館を命ずることができる。

追加〔平成一七年条例七八号〕

(指定管理者による管理)

第十二条 埼玉県教育委員会は、文学館の設置の目的を効果的に達成するため、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。)第二百四十四条の二第三項の規定により、法人その他の団体であつて埼玉県教育委員会が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に、文学館の管理に関する業務のうち次に掲げるものを行わせることができる。

- 一 第二条各号に掲げる業務
  - 二 文学館の施設(設備及び物品を含む。以下同じ。)の維持管理に関する業務
  - 三 前二号に掲げるもののほか、埼玉県教育委員会が別に定める業務
- 2 指定管理者が前項各号に掲げる業務(以下「指定管理業務」という。)を行う場合における第三条から第五条まで、第七条及び第八条の規定の適用については、これらの規定中「埼玉県教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、同条第二項中「県」とあるのは「県又は指定管理者」とする。

追加〔平成一七年条例七八号〕

(指定管理者の指定の手続)

第十三条 指定管理者の指定は、埼玉県教育委員会規則(以下「委員会規則」という。)で定めると

ころにより、指定を受けようとするものの申請により行う。

- 2 埼玉県教育委員会は、次に掲げる基準を満たすもののうち最も適切な管理を行うことができると認められるものを指定管理者として指定するものとする。
  - 一 県民の平等な文学館の利用を確保することができること。
  - 二 関係する法令、条例及び規則（委員会規則を含む。以下同じ。）を遵守し、適正に文学館の運営を行うことができること。
  - 三 文学館の設置の目的を効果的に達成し、効率的な運営を行うことができること。
  - 四 指定管理業務を安定して行う経営基盤を有していること。
  - 五 指定管理業務を通じて取得した個人に関する情報の適正な取扱いを確保することができること。

追加〔平成一七年条例七八号〕

（指定管理者の公表等）

第十四条 埼玉県教育委員会は、指定管理者の指定をしたときは、当該指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地並びに指定の期間を告示しなければならない。

- 2 指定管理者は、その名称又は主たる事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を埼玉県教育委員会に届け出なければならない。
- 3 埼玉県教育委員会は、前項の規定による届出があったときは、その旨を告示しなければならない。

追加〔平成一七年条例七八号〕

（管理の基準等）

第十五条 指定管理者は、次に掲げる基準により、指定管理業務を行わなければならない。

- 一 関係する法令、条例及び規則を遵守し、適正に文学館の運営を行うこと。
- 二 文学館の施設の維持管理を適切に行うこと。
- 三 指定管理業務を通じて取得した個人に関する情報を適正に取り扱うこと。
- 2 埼玉県教育委員会は、次に掲げる事項について、指定管理者と協定を締結するものとする。
  - 一 前項各号に掲げる基準に関し必要な事項
  - 二 指定管理業務の実施に関し必要な事項
  - 三 指定管理業務の事業報告に関する事項
  - 四 前三号に掲げるもののほか、文学館の管理の適正を期するため必要な事項

追加〔平成一七年条例七八号〕

（指定の取消し等）

第十六条 埼玉県教育委員会は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 指定管理業務又はその経理に関する埼玉県教育委員会の指示に従わないとき。
- 二 第十三条第二項各号に掲げる基準を満たさなくなったと認めるとき。
- 三 前条第一項各号に掲げる基準を遵守しないとき。
- 四 前三号に掲げるもののほか、当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認められるとき。
- 2 県は、指定管理者が前項の規定による処分を受け、これによって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。
- 3 第十四条第一項の規定は、指定管理者の指定の取消し又は指定管理業務の停止について準用する。

追加〔平成一七年条例七八号〕

（指定管理者による施設の現状変更等）

第十七条 指定管理者は、文学館の施設の改修、増設その他の埼玉県教育委員会が別に定める現状変更を行おうとするときは、あらかじめ埼玉県教育委員会の承認を得なければならない。

- 2 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は前条第一項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理をしなくなった施設を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、埼玉県教育委員会の承認を得たときは、この限りでない。

追加〔平成一七年条例七八号〕

（利用料金収入の帰属及び利用料金の額の決定）

第十八条 知事は、法第二百四十四条の二第八項の規定により、指定管理者に文学館の展示室に展示

された文学資料の観覧及び文学館の施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

- 2 前項の場合における利用料金は、指定管理者が別表に定める範囲内で定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ利用料金について知事の承認を受けなければならない。

追加〔平成一七年条例七八号〕

（利用料金の納付等）

第十九条 文学館の展示室に展示された文学資料を観覧しようとする者及び利用権利者は、前条第二項の規定により指定管理者が定めた利用料金を納期限までに指定管理者に納付しなければならない。

- 2 指定管理者は、利用権利者が前項の規定に違反したときは、当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。
- 3 県又は指定管理者は、利用権利者が前項の規定による処分を受け、これによって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

追加〔平成一七年条例七八号〕

（利用料金の減免）

第二十条 指定管理者は、特別な必要があると認めるときは、知事の承認を得て、利用料金を減額し、又は免除することができる。

追加〔平成一七年条例七八号〕

（利用料金の返還）

第二十一条 指定管理者が収受した利用料金は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を返還する。

- 一 文学館の管理上特に必要があるため、利用の許可を取り消したとき。
- 二 利用権利者の責めに帰することができない理由により、文学館の施設等を利用することができないとき。
- 三 利用権利者が、利用料金の全額を納付した後、委員会規則で定める日までに利用の許可の取消しの申出を行い、当該利用の許可の取消しを受けたとき。

追加〔平成一七年条例七八号〕

（委任）

第二十二条 この条例に定めるもののほか、文学館の管理に関し必要な事項は、委員会規則で定める。

追加〔平成一七年条例七八号〕

附 則

この条例は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において埼玉県教育委員会規則で定める日から施行する。

（平成九年九月教育委員会規則第十六号で、同九年十一月二十二日から施行）

附 則（平成十七年三月二十九日条例第七十八号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- （準備行為）
- 2 改正後のさいたま文学館条例（以下「新条例」という。）第十二条第一項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）の指定に関し必要な行為は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、新条例第十二条第一項、第十三条及び第十四条第一項の規定の例により行うことができる。

（経過措置）

- 3 新条例第十九条から第二十一条までの規定は、施行日以後に許可の申請のあった利用について適用し、施行日前に許可の申請のあった利用については、なお従前の例による。
- 4 指定管理者にさいたま文学館の管理を行わせるときは、施行日前に改正前のさいたま文学館条例の規定により埼玉県教育委員会がした利用の許可その他の処分（施行日以後の利用に係るものに限る。）又は埼玉県教育委員会に対してされた申請その他の行為（施行日以後に指定管理者に管理を行わせることとなる業務に係るものに限る。）は、施行日以後における新条例の適用については、新条例の相当規定に基づいて当該指定管理者がした利用の許可その他の処分又は当該指定管理者に対してされた申請その他の行為とみなす。

附 則（平成二十年三月二十五日条例第三十二号）

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則（平成二十五年三月二十九日条例第四号）

この条例は、平成二十五年七月一日から施行する。（後略）

附 則（平成二十六年三月二十七日条例第二号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後のそれぞれの条例の規定（利用料金に係る条例の規定を除く。）は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に領収する使用料その他の歳入（施行日前に発した納入通知書により領収するものを除く。）の額について適用し、施行日前に領収した使用料その他の歳入及び施行日前に発した納入通知書により施行日以後に領収する使用料その他の歳入の額については、なお従前の例による。

附 則（平成三十一年三月十九日条例第二号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後のそれぞれの条例の規定（利用料金に係る条例の規定を除く。）は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に領収する使用料その他の歳入（施行日前に発した納入通知書により領収するものを除く。）の額について適用し、施行日前に領収した使用料その他の歳入及び施行日前に発した納入通知書により施行日以後に領収する使用料その他の歳入の額については、なお従前の例による。

別表（第十八条関係）

一 文学資料の観覧に係る料金

区分	利用料金	
	個人	団体（二十人以上の場合に限る。）
一般	二六〇円以下	一人につき 一五〇円以下
学生・生徒	一三〇円以下	一人につき 七〇円以下

備考 義務教育終了前の者については、無料とする。

二 文学館の施設等の利用に係る料金

施設等の名称	利用料金		
	午前九時から午後 零時三十分まで	午後一時から午後 五時まで	午後五時三十分か ら午後九時まで
ホール	六、四六〇円以下	七、三九〇円以下	六、四六〇円以下
講座室一	一、七一〇円以下	一、九八〇円以下	一、七一〇円以下
講座室二	一、三二〇円以下	一、五八〇円以下	一、三二〇円以下
研修室一	七九〇円以下	九二〇円以下	七九〇円以下
研修室二	一、四五〇円以下	一、五八〇円以下	一、四五〇円以下
研修室三（和室）	一、〇五〇円以下	一、三二〇円以下	一、〇五〇円以下
駐車場（一台）	三十分につき		一〇〇円以下
附属設備	知事が別に定める額以下		

備考

一 駐車場を利用する場合において、利用時間に三十分未満の端数があるときは、これを三十分として利用料金を算定する。

二 駐車場（一台）の利用に係る料金は、一時間までは無料とする。

全部改正〔平成一七年条例七八号〕、一部改正〔平成二五年条例四号・二六年二号・三一年二号〕